



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 田 花 き
代表者の役職名 代表執行役社長 磯村 信夫
(J A S D A Q コード番号 7 5 5 5)
問い合わせ先 執行役社長室長 尾田 仁志
T E L 0 3 - 3 7 9 9 - 5 5 7 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 21 日開催予定の第 20 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものです。

上記により、定款変更案第 21 条第 1 項及び第 2 項は、株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入できるようにするものです。会社法においては、定款に別段の定めがない限り、取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるかとされていますが（会社法第 278 条第 3 項本文）当社取締役会は、当社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様意思に基づいて行うため、株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、又は、株主総会で一定の条件を定めたくうえで当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。そこで、株主総会の決議により買収防衛策を導入できるものとした上で、新株予約権の無償割当てについて、上記 及び の方法によることが可能となるように、会社法第 278 条第 3 項但書に基づく根拠規定を設けさせていただくものであります。

定款変更案第 21 条第 3 項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、当該一定の者とそれ以外の者とで取扱いを別にする取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

(注)本プランについては、本日付けで別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照下さい。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 21 日

3. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります(下線は変更部分であります)。

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------|--|
| <p>1 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第 1 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(買収防衛策)</p> <p>第 21 条 当社は、株主総会の決議により、<u>買収防衛策を導入することができる。なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------------|---|
| <p>第 21 条 ~ 第 54 条 （条文省略）</p> | <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること</u></p> <p>第 22 条 ~ 第 55 条 （現行どおり）</p> |

以 上